資料3-1

平成31年3月18日 総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第128号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

## I. 経済産業省生産動態統計調査の概要(現行)

#### 調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得る

#### 調査の概要

調査実施機関

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

調査範囲報告を求める者

調

杳

系

方

法

#### 【調査範囲】

- ① 鉱産物及び工業品(約1,600品目。以下「調査品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所
- ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所

【報告を求める者】 約17,000 (従業者数が一定規模以上の事業所を全数調査)

| 調査員、郵送又はオンラインにより調査                |     |
|-----------------------------------|-----|
| ①経済産業省 郵送・かうイン                    | 報告者 |
| 【機械器具月報(その24)機械工具 など 計25調査票】      |     |
| ②経済産業省 — 経済産業局 — 郵送・オンライン —       | 報告者 |
| 【粉末や金製品月報(超硬チップを除く)など 計47調査票】     |     |
| ③経済産業省 一 都道府県 一                   | 報告者 |
| 【ばね月報など 計63調査票】                   |     |
| ④経済産業省 ― 民間事業者 ― 郵送・オンライン ――      | 報告者 |
| 【非鉄金属月報など 計46調査票】                 |     |
| ※ 複数の調査系統を経由している調査票がある。(合計109調査票) |     |

公表

時

期

調

杳

事

頂

① 製品

(生産、受入、消費、出荷、月末在庫)

経済産業大臣が必要と認める場合、 ②~④の事項についても報告を求める。

- ② 原材料 (消費、月末在庫)
- ③ 従業者(月末従業者数)
- ④ 生産能力、設備

(月末生産能力、月末設備台数)

【公表方法】インターネット及び印刷物

速報:調査月の翌月末

確報:調査月の翌々月中旬 年報:調査月の翌年の6月

調査周期

【調査周期】毎月 【提出期限】翌月15日(一部については、翌月10日)

1

## Ⅱ. 結果の主な利活用

#### 二次統計等への利用

- ① 鉱工業指数(IIP)の「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データ
- ② GDP年次推計や四半期別GDP速報(QE)を推計するための基礎データ
- ③ 産業連関表を推計するための基礎データ

### 産業振興施策における利用

- JIS規格や工業標準化法の改正(注)などでの鉱工業品の品質改善を検討するための基礎データ
  - (注) 第196回通常国会において、工業標準化法(昭和24年法律第185号)が一部改正され、産業標準化法となる。 (施行日:平成31年(2019年)7月1日)。

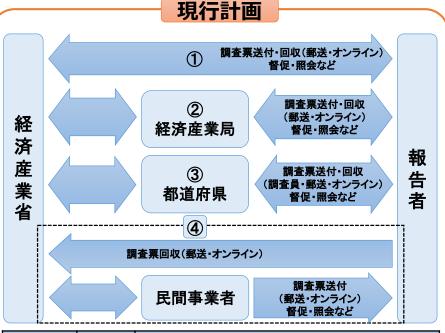
#### 民間分野における利用

○ 業界団体における、各業界の業況把握、景気判断及び需要予測の基礎データ

### Ⅲ、主な変更内容

1. 調査系統・方法の変更(平成32年(2020年)4月調査から)

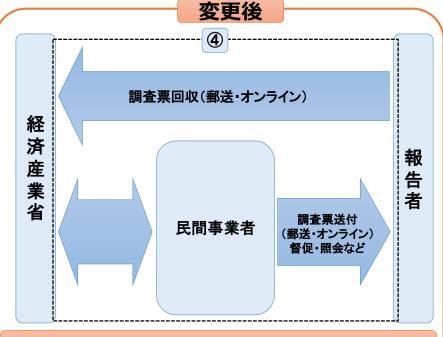
機械器具、セメント・セメント製品、革靴などに係る**63種類の調査票**(以下「月報」という。)の配布・回収業務などについて、新たに**民間事業者を活用**。



| 系統    | 月報数 | 調査票(月報)の種別                             |
|-------|-----|--|
| 1,2,3 | 24  | 機械器具月報(その40)自動車 など                     |
| 1,3   | 1   | セメント・セメント製品月報                          |
| 2,3   | 23  | ダイカスト月報 など                             |
| 3     | 15  | 革靴月報 など                                |
| 4     | 46  | 鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材、化学繊維月報、紡績<br>糸月報 など |

※1 複数の系統がある月報については、調査対象事業所の従業者規模別等で、調査系統を ①~③に区分している。

※2 ④の調査系統については、平成29年9月調査から実施。



#### 全ての調査系統において、民間事業者経由に一本化

| 系統 | 月報数 | 調査票(月報)の種別  |
|----|-----|---|
| 4  | 109 | 機械器具月報(その40)自動車、セメント・セメント製品月報、ダイカスト月報、革靴月報、鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材、化<br>学繊維月報、紡績糸月報 など |

## IV. その他の変更内容

2. 調査票の提出部数、提出期限、提出先の変更

前記「1. 調査系統・方法の変更」を受け、「提出部数」、「提出期限」、「提出先」を以下のとおり変更

- ① 提出部数:「2部」⇒<u>「1部」</u>
- ② 提出期限:「翌月10日」⇒「翌月15日」
- ③ 提出先:「経済産業局長」⇒<u>「経済産業大臣」</u>、「都道府県知事」⇒<u>「経済産業大臣」</u>

### 3. 報告者数の減少

調査対象となる事業所<sup>(注)</sup>の減少のため、「約17,000事業所」から<u>「約14,000</u> 事業所」に変更

(注) 調査対象の選定方法については変更なく、従業者数が一定規模以上の事業所を全数調査している。

#### 4. 公表の方法の変更

調査結果の公表方法については、「インターネット及び印刷物」による公表から、 「インターネット」のみの公表に変更

## V. 前回答申時の「今後の課題」と確認事項

#### 前回答申(平成29年1月27日付け統計委第3号)時の課題

民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の観点から十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて委託業務内容等の改善に活用すること



### 上記の課題に対する、調査実施部局の対応状況を確認

- (注)民間事業者への業務委託や活用の重要性は、公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)において、以下とおりの記載がある。
  - 第3 公的統計の整備に必要な事項
    - 2 統計の品質確保
      - (2)民間委託された統計調査の品質確保・向上

公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを 調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計に係る業務に集中的 に投入するとともに、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用すること が引き続き重要となっている。

(中略)

また、各府省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府 省統計主管課長等会議申合せ。平成29年3月3日最終改正)に基づく仕様書の見直しやプロセス管理 の実現、民間委託業務の事後的検証を含めた情報共有に取り組む。

## VI. 第Ⅲ期基本計画などにおける検討事項

### 第124回統計委員会における指摘事項

第皿期基本計画や平成30年6月29日の統計委員会からの意見を踏まえ、平成30年7月 12日の第124回統計委員会では、国民経済計算体系的整備部会において、以下の取組 を直ちに開始することと整理された。

- 国民経済計算の財部分における第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急に実施(具体的な検証作業は内閣府に要請)
- 上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心 に、必要な検討を開始
- 同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要 に応じ関係する部会と連携しながら検討を実施



上記3つの課題に対する、調査実施部局や国民経済計算体系的整備 部会における検討状況を確認

(注)第Ⅲ期基本計画においては、以下のとおり記載。

#### 第2 公的統計の整備に関する事項

- (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実
  - ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等 QEと年次推計との改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を縮小するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査(月次調査部分)について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。

## **W. 現在想定されている論点**

### 1. 民間事業者の活用による調査結果への影響や効果について

- 〇 平成29年9月から開始した民間事業者の活用に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿って、適切に実施されているか。
  - ※ ガイドラインに沿って実施すべき事項:民間事業者の業務の進捗管理、業務担当者の守秘義務に関 する誓約書等の徴収や教育の実施により秘密保護の徹底を要求 等
- 民間事業者の活用により、回収率の低下や審査の遅延など、結果精度に影響を及ぼすよう な事態は生じていないか。また、民間事業者の活用状況に関して十分な検証を行っているか。
- 今回、全ての調査系統を民間事業者経由に一本化するに当たっては、上記の検証結果も踏まえ、統計調査の適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、どのような措置を講じることとしているのか。また、調査系統の一本化により、どのような効果を期待しているのか。

### 2. 印刷物による公表を廃止することへの対応について

○ 調査結果の利用に不都合が生じる印刷物を利用する者について、どのような対応措置を検 討しているのか。

### 3. 第Ⅲ期基本計画等への対応について

○ 国民経済計算のQEと年次推計の改定幅縮小に向け、本調査の改善を図る余地はないか。

など